

静岡県告示第295号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年10月4日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月4日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
熱海大仁線	伊豆市大野字新田408番の12から 伊豆市大野字代261番の9まで	令和元年10月4日
	伊豆市柏久保字セギ下674番の5から 伊豆市柏久保字セギ下617番の17まで	

=====

静岡県告示296号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年10月4日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月4日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
473号	島田市川根町葛籠字湯ノ沢972番の7から 島田市川根町葛籠字湯ノ沢972番の7まで	令和元年10月4日